

野田市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月21日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第2号

野田市就学援助規則の一部を改正する規則

野田市就学援助規則（平成30年野田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表入学準備学用品費の項準要保護者の目小学校就学予定者の節及び同表新入学学用品費の項準要保護者の目小学校第1学年の節中

「

」を「

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（令和6年度における入学準備学用品費に係る特例措置）
- 2 令和6年度においてこの規則による改正後の野田市就学援助規則別表の備考の3の(2)に該当する者に対しては、同表入学準備学用品費の項支給額の欄に規定する額とこの規則による改正前の野田市就学援助規則第10条第2項の規定により支給を受けた就学援助の費用の支給額との差額を別に定める方法により支給するものとする。